

官報

昭和五十九年五月八日

○第百一回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十九年五月八日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和五十九年五月八日

午後一時開議

- 第一 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件
- 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の系統及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

午後一時三十分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

日程第一 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長瓦力君。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君 ただいま議題となりました昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するため、所要の特別措置を定めるとともに、特例公債の償還のための起債の特例を定めようとするもので、その主な内容を申し上げます。

第一に、特例公債の発行についてであります。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

政府は、昭和五十九年度の一般会計の歳入の財源に充てられ、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができるとしてあります。

第二に、国債償還率繰り入れ等の停止についてあります。

昭和五十九年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ等は行わないこととしてあります。

第三に、特殊法人からの一般会計への納付についてであります。

日本電信電話公社及び日本専売公社は、昭和五十八事業年度の利益のうち、それぞれ二千億円、三百億円に相当する金額を、昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしてあります。

第四に、特例公債の償還のための起債の特例についてであります。

すなわち、従来、特例公債について定められておりました借りかえ禁止規定にかえて、政府は、昭和五十九年度以前の各年度において発行した特例公債については、財政状況を勘案しつつ、でき限り借換債の発行を行わないよう努めるとともに、借換債の発行を行った場合においては、その速やかな減償に努めるものとする旨の規定を設けることとしてあります。

以上がこの法律案の概要であります。

本案につきましては、去る四月十三日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、二十七日質疑を終了いたしましたところ、越智伊平君外三名から、自由民主党・新自由国民連合提案に係る施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行います。討論終了後、採決いたしました結果、修正案

及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。順次これを許します。浜西鉄雄君。

○浜西鉄雄君 ただいま委員長から報告があり、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案について、私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。(拍手)

一口で言えば、この法律案は、借金のやりくりをするためさらに借金を重ねようとする内容のものであります。

政府は、赤字国債発行はやむを得なかったとする言いわけにオイルショックを一つの理由づけていたしておりますが、同じようにオイルショックを受けました先進諸国との比較を見ると、我が国の場合はけた外れの国債発行額となっており、今や世界の経済学者にとって最も興味ある対象になっているのであります。すなわち、日本の場合は、軍備費の割合が小さいのに、戦時中の国債依存率とはほぼ同じ水準の国債を出しており、百兆円を超す残高を抱えても、一向に慌てた様子が見えないと思議がついてるのであります。日本だけでなく、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスの四カ国の国債発行額とはほぼ同様に近く、アメリカは日本の半分以下で、国債依存度は四・七％と日本は約八分の一であり、しかもこの四カ国は、いずれも第一次オイルショックの後、毎年少しずつ国債発行額を減らしておるのであります。しかし、我が国はその逆をいっているものであります。

ちなみに、大蔵省の国債整理基金の資金繰り状況についての試算を見ると、六十年から赤字国

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

七七二

債の償還財源として借換債を発行した場合、五十九年度末の発行残高は、御案内のように百二十二兆二千億円であり、六十一年度末には百四十二兆四千億円となり、六十七年度末には百七十四兆九千億円とふえ続け、七十二年度末には何と二百兆円に迫るといふ恐るべき借金地獄に落ち込むのであります。償還額だけでも六十七年度には二十二兆二千億円となり、七十二年度には本年度の四・六倍の二十九兆九百億円に達するのであります。まさに壮大なる試行錯誤、返すめどなきサラ金財政の行き着くところ、そのツケは、つまるところ国民の借金として世代々にわたり負担を強いられることになるのであります。国民の負担にこたえるべき国会が負担にこたえ得ず、逆に国民を裏切り、子々孫々にツケを残していく政治のあり方を、私は何としても許すことはできないのであります。

振り返れば、昭和四十年十二月の予算委員会、政府は、赤字公債を出すのは財政法第四条の例外であり特例であるので、もう重ねてかようなことはしないと約束します、このようにくどいほど繰り返してあります。四十一年度に発行する公債は、その根拠を財政法第四条に基づくもので、この借金は需要を喚起するための借金である、このように強調しておるのであります。つまり、不況時には積極的に対応するが、好況時には圧縮するという考え方で出発したものであります。十年先の手形であるという気楽さから、その後の予算編成に当たり、要求を抑えることよりも、借金をしてその場をしのぐという安易な道ととり続けた結果が、このような世界一の国債大量発行の国となってしまったのであります。

そして十年後、つまり昭和五十年十月の七十六国会、補正予算審議の際においては、昭和四十五年当時の公債火種論議を反省し、財政にもう一度彫りの深い見直しを加えて、公債依存の度合いを可及的に小さくしていくことを政府は約束しておるのであります。にもかかわらず、その後も赤字国債はふえ続けてきたのであります。それからまた、鈴木内閣のとき約束をした、昭和五十九年を赤字国債脱却の年とするという、このことも完全にうそに終わったのであり、そして今日、中曽根内閣は、具体性も見通しもない、昭和六十五年を脱却の年にするという無責任な提案を行っているのであります。(拍手)

今回提出されたこの法案は、一時しのぎの便法というには余りにも常道を逸しており、国債費定率繰り入れさえも停止をし、おまけに借換債の発行は行わないという従来の国会決議を破り、ついに歯どめを外す暴挙を行おうとしているのであります。

そして、片や、財政失敗の穴埋めの一環として、なりふり構わず日本電信電話公社及び日本専売公社から国庫納金の形で取り上げるといふいびつな手段を講じようとしておるのであります。本来、公社の性格からして受益者負担に基づく独立した会計を持っているところから、たとえ公社が利益を上げたとしても、それは国民共有の財産として利用者へのサービスの還元あるいは新時代に対応した事業運営に充てるべき性質のもので、いたずらに国庫納付させるべきでないと思うのであります。取れるところから取るといういわば場当たり的な、そして企業努力の上にあぐらをかいてする財政運営はやってはいけないことであつて、

財政立て直しの基本は、言うまでもなく、税収入に十分な景気浮揚策を基本に、個人所得の増加、個人消費の拡大など内需拡大政策を進める中で増収を図っていく本来の姿に戻さなければならぬと思うのであります。

ここ数年の政府の対応を見るに、オイルショックを契機に消費、産業構造が質的に変化したにもかかわらず、財政運営だけが高度成長時代の仕組みのままに継続しているところが問題であると言わざるを得ないのであります。一度サラ金に手を出し、借金は恥という哲学を捨てた人間には借金の歯どめはかからないと言われております。一度麻薬の味を知った人間はその魔力から抜けることはできないとも言われております。今や歴代の自民党政権によってつくり上げられたサラ金財政は破綻の寸前にあると言っても過言ではありませぬ。わかっているがまたもや手を出す麻薬のように、歯どめを失った借換債という名で借金を返すために新しくまた借金をする、抜き差しできないところへ落ち込んでいくとしていたのではあります。このような状態をつくってきた関係者は、だれ一人国債の大量発行の責任者は自分だと言う人間はいないのであつて、あのときはやむを得なかった、あれしかなかったと言っているのであります。しかし、ツケというものは、いずれいあるの形で回ってくるころの国民にとってみれば、やむを得なかったでは済まされないものであります。きょう生まれた赤ん坊も寝たきりのお年寄りも含め国民一人当たり百万円の借金を背負っているのであつて、いや、背負わされたと言ふべきであり、直接税、間接税を問わず大増税の道を選ばか、あるいは国債そのものを紙くず同然にする

インフレか、いずれにしても赤字国債発行という名の税金の先取りのツケ払いの日は、遅いか早いか、確実にやってくるのであります。

○議長(福永健司君) 浜西君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○浜西鉄雄君(統) 私は、国民の負担にこたえるべき国会議員の一人として、また、日本社会党の政策綱領の立場から、本法案に強く反対するものであることを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 堀島大君。

〔堀島大君登壇〕

○堀島大君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表し、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案に賛成の意見を述べざるを得ないのであります。

本法律案は、先般成立いたしました昭和五十九年度予算と一体不可分の重要な財源確保等に関する法案でありまして、現今の国の財政状況等から考えて、いずれも必要かつやむを得ない措置であると思ひます。

すなわち、第一に、特例公債の発行であります。昭和五十九年度予算においては、歳入歳入両面の厳しい見直し等の政府の努力にもかかわらず、なお財源が不足するため、特例公債を発行することはやむを得ないのであります。

第二に、国債費定率繰り入れ等の停止であります。この措置をとることにより、さらに特例公債が増発されることを避けようとするものであります。また、このような措置をとっても五十九年度における公債の償還には支障を生じないものと見込まれ、やむを得ない措置であると考えます。

第三に、電電公社、専売公社からの一般会計への納付であります。

五十九年度予算において、異例に厳しい財政状況のもと、歳入面についても、所得税の大幅減税等所要の税制改正が行われるとともに、税外収入につき、特別会計及び特殊法人からの一般会計納付等の措置を講ずるなど思い切った増収が図られております。本法律案に盛り込まれている特殊法人からの一般会計への納付措置はその一環であり、いずれも五十九年度限りの特別措置であります。これらの措置は、公社の事業の遂行に支障が生じない範囲で、かつ、利用者等への配慮を加えた上でとられているものであり、やむを得ないものと考えます。

第四に、特例公債の借りかえであります。

特例公債の残高についてはできるだけ早く減少させていくべきであります。今後の厳しい財政事情を考えれば、我が国の経済や国民生活への影響を考慮しつつ財政改革を進めていくためには、特例公債について借換債の発行を考えざるを得ません。したがって、今回、従来の借りかえ禁止規定にかえてできる限り借りかえないよう努めるものとする旨の努力規定を置くことはやむを得ないものと考えます。

以上、私は、政府は国民のコンセンサスを得て今後一層財政改革を推進されることを切に希望いたしました。本案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第二とともに、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を追加して、両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第二 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(福永健司君) 日程第二、民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、右

両件を一括して議題といたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。外務委員長中島源太郎君。

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中島源太郎君登壇〕

○中島源太郎君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民間航空機貿易協定附属書の改正について申し上げます。

現行協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的として、昭和五十四年四月に東京ラウンドの一環として作成されたものでありまして、この協定附属書において、無税または免税の対象となる産品の表を掲げております。

本附属書の改正は、昭和五十九年三月二十二日民間航空機貿易委員会において決定されたものでありまして、その主な内容は、関税協力理事会品目表におきまして、熱交換器、蓄電池及び光学用品等九品目を追加し、原動機、ポンプ及び自動データ処理機械等十三品目の対象範囲を拡大しようとするものであります。

本件は、四月二十日外務委員会に付託され、同

日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました。結果、多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

次に、日ソさけ・ます議定書について申し上げます。

政府は、昭和五十三年四月二十一日に署名された日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋における本年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定める議定書を締結するため、本年四月二十日以來モスクワにおいて、ソ連邦政府と交渉を行ってまいりましたが、合意に達し、昨七日本議定書の署名が行われました。

本議定書は、北西太平洋の二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手続等について規定しております。

なお、本年の総漁獲割り当て量は四万トンとなっております。

本件は、本八日外務委員会に付託され、委員会におきましては、安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

著作権法の一部を改正する法律案 教育職員免許法等の一部を改正する法律案 文部大臣の趣旨説明

七七四

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第三、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長愛野興一郎君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、貸しレコード業、音楽テープの高速ダビング業など著作物のレンタル業、コピー業が急速に普及している事態に対処して、著作物等の公

正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図ろうとするものであります。

その主な内容の第一は、貸与権の創設等であります。

著作者に新たに貸与権を認め、貸しレコードのように著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することについては、著作者の許諾を得なければ貸与できないこととするものであります。ただし、図書館、視聴覚ライブラリーなど、営利を目的とせず、無料で貸与する場合には、許諾を要しないこととし、また、貸し本業などの書籍、雑誌については、当分の間、適用を除外しております。

次に、貸しレコードについて、実演家及びレコード製作者に新たに貸与権を認め、商業用レコード発売後一年以上十二カ月の範囲内で政令で定める期間内は、これらの者の許諾を得なければ公衆に貸与できないこととし、この期間の経過後は、報酬請求権のみを認めることとするものであります。

第二は、公衆の利用に供される複製機器を使用する複製の規制であります。

音楽テープの高速ダビング機など、公衆に利用させることを目的として設置されている自動複製機器を使って複製する場合には、私的使用のためであっても、著作者、実演家等関係権利者の許諾を得なければならぬこととし、一方、営利目的でこのような自動複製機器を著作権等の侵害となるような複製に使用させた者については、罰則を適用することとしております。

なお、文獻複写機については、当分の間、これらの規定の適用を除外することとしております。

第三に、この法律は、昭和六十年一月一日から施行すること、昨年十一月、本院の議員立法により成立した商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法は、その趣旨が本法に包括されることとなるため、これを廃止すること等といたしております。

本案は、四月三日文教委員会に付託され、同月二十日森文部大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日、二十七日の両日質疑を行い、その間、日本音楽著作権協会等関係団体の代表者五名の参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。四月二十七日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣森喜朗君。

〔国務大臣森喜朗君登壇〕

○国務大臣(森喜朗君) 教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

教育の成果は、これを担当する教員に負うところが極めて大きく、このため、すぐれた教員を確保し、その資質能力の絶えざる向上を図ることが、教育の基本的な課題であります。

今日、学校教育が抱えている種々の複雑な問題に適切に対処するため、また社会の急激な変化のもとで、幼児、児童、生徒一人一人の能力、適性等を見定めつつ、豊かな人間性の育成を目指して、教育の充実発展を図るためには、これに直接携わる教員の資質能力の一層の向上が不可欠であり、より充実した指導力とより強い教育的情熱とを培うようにすることが強く求められているところでもあります。他方、高等教育の普及につれて、免許状取得希望者が著しく増大し、そのため、教員養成にとって特に重要な教育実習その他の実践的な指導力を養うための教育に不十分な点があらわれてきております。

これらを改善するための方策は、教員の養成の段階ばかりでなく、その後の採用、研修の過程までを通じて総合的に講じる必要があり、文部省におきましても、これまでに国立の教員養成大学・学部の整備充実、新教育大学の創設及び教員養成大学の大学院の増設並びに教員の採用方法及び研修の改善充実などに努めてまいりましたが、これらの方策の一環として、教職の専門性を確保するため、時代に適合した教員養成・免許制度を確立することは極めて重要な課題であると考えます。このため、昨年十一月の教育職員養成審議会の

答申を初め関係各方面からの要望等の趣旨を考慮して、普通免許状の種類を三種類にするとともに、教員の免許状を取得する場合の免許基準を引き上げるなど、すぐれた教員の養成確保を図るための所要の改善措置を講じたいと考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

第一は、普通免許状を特修免許状、標準免許状及び初級免許状の三種類に改めることとあります。

まず、大学院修士課程修了程度の高度の専門的能力を備えた者を教員に迎えるため、すべての学校の教員について、修士課程修了程度を基礎資格とする免許状を設け、大学学部及び修士課程の六年の課程を通じて所定の単位を修得した場合に授与することといたしております。この免許状の名称については、学部卒業を基礎資格とする免許状の基準の上にさらに修士課程等で特定の専攻分野を修め、高度の能力を備えていることを明らかにする意味で特修免許状としております。

また、学部卒業を基礎資格とする免許状は、すべての学校の教員について、その水準をもって新任の教員に期待される資質能力の標準的なレベルと考え、標準免許状とするとともに、短期大学卒業を基礎資格とする免許状は、これを有する者に一層の研さんを期待する意味で初級免許状としております。

そして、普通免許状の種類については、高等学校以外の学校の教員にあっては特修免許状、標準免許状及び初級免許状の三種類、高等学校の教員にあっては特修免許状及び標準免許状の二種類と

しております。

第二は、免許状の授与を受ける場合に大学等において修得することが必要な専門教育科目の単位の引き上げであります。

特に実践的指導力の向上を図るため、教育実習、生徒指導、特別活動等の教職専門教育科目を中心として改善を図ることといたしました。また、特修免許状及び標準免許状については、新たに教科または教職に関する専門教育科目の区分を設け、各大学の創意工夫により教科及び教職に関する科目を有機的に関連させた専門教育科目を開設することができるよういたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

第三は、標準免許状を有する者が教育職員検定により特修免許状の授与を受ける場合の要件を定めること等とあります。

現行制度では、現職教員の自発的な研修の意欲を助長するため、現に教員の免許状を有する者が、一定の教職経験を積み、その間において所定の単位を修得した場合に、教育職員検定により上級の免許状を授与する仕組みを設けておりますが、標準免許状を有する者が、この方法により特修免許状の授与を受ける場合の要件については、現行の高等学校の二級普通免許状を有する者が一級普通免許状の授与を受ける場合の例に倣い、三年の在職年数と十五単位の修得を必要とすることといたしております。

また、一の免許状を有する者が上級の免許状の授与を受ける場合に、一定以上の在職年数に応じ、修得すべき単位数を減減する措置については、その見直しを図り、より適切な基準とすることといたしております。なお、現行の二級普通免許

状を有する者が一級普通免許状の授与を受けようとする場合に、十五年の在職年数があれば単位修得を要しないとしている特例は、現職教育の重要性にかんがみ廃止することといたしております。

第四は、中学校、高等学校において新しい教科が設けられた場合に、それに対応する免許状と其の取得要件を文部省令で定めることができるようにするものであります。この措置は、中学校または高等学校においては、今後ますます生徒の進路や特性等に応じて教育課程を柔軟に編成し、生徒の個性に適合した教育を展開していく必要性が高まっておりますが、これに適切に対応しようとするものであります。

なお、これらの文部省令を定めるに当たっては、教育職員養成審議会の意見を聞いて慎重に対処することといたしております。

第五は、中学校の免許状の種類の種類、罰則等に関する規定を整備するとともに、関係法律についても所要の規定を整備することといたしております。

この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしておりますが、大学等に対する新しい免許基準の適用は、昭和六十一年四月一日からとしております。なお、既に授与を受けている免許状は、それぞれ新しい免許状とみなすこととするほか、以上の制度改正に伴う円滑な移行を図るため、所要の経過措置を講じることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○副議長(勝間田清一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。佐藤詔君。

〔佐藤詔君登壇〕

○佐藤詔君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題になりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案について質疑を行うものであります。

まず私は、冒頭次の二点につきまして中曽根総理大臣に質問をいたします。

その第一は、今中曽根総理のもとで進めている教育改革のねらいについてであります。

今日、国民は教育の荒廃を憂え、その克服と今後の教育改革をひとしく求めているのであります。しかし、中曽根内閣が進めようとしている教育改革は、この国民の教育改革の要求を逆手にとって国民の期待を裏切り、教育の権力支配と戦前回帰の教育をねらっているのではないかということとあります。あなたは、新聞報道になったある集会で、「まず行政改革、次は教育改革、これが進まなければ防衛問題のため、憲法改正もだめになる」と述べているのであります。つまり、あなたの言う教育改革は、戦後政治の総決算の一コマであり、防衛問題や憲法改正問題と同一線上にあると言えるのであります。

また、一方、今日の臨時教育審議会法案の前身を見れば、臨時教育審議会は総理大臣の直属の機関であり、その委員及び会長は総理大臣の任命及び指名になっているのであります。しかも会議は非公開とされています。まさしく教育改革の論議

昭和五十九年五月八日 衆議院会議録第二十三号

教育職員免許法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤謙君の質疑

七七六

は、権力の集中する内閣総理大臣のもとで、その首相の権限の射程の中で、しかも密室で審議されるのであります。これでは、国民がひとしく憂慮するように、教育に対する行政権介入、そして権力支配に大きく道を開くものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

総理、このたびの教育改革が、あなたの言う戦後政治の総決算とどのようなかわり合いを持つのか、また今後の教育改革の審議の中で、教育の権力支配に對しどのような歯どめと保証があるのか、総理大臣の見解を求めます。

第二は、今日の教育の荒廃に對し、長年の文教政策を担当してきた自民党として、どのように責任を感じておるかということであります。

まず、今日の教育の荒廃が、家庭、学校、社会など広い分野にまたがる複合的要因によることは論をまちません。その中において、今日の教育荒廃の最大の要因は、何といつても人間の値打ちを点数でえり分けるいわゆる偏差値教育、それに學歷社会と結びついた受験地獄にあることは申すまでもありません。

さて、その背景をなすものは何でありましょうか。振り返ってみれば、昭和三十五年ごろからの高度経済成長政策とともに、経済界として財界は、教育に對し、経済成長に役立つ人的能力の開発、つまり人材開発を求めてきたのであります。一方、それを受けた文部省として自民党文行政は、有名大学を助長する一握りのハイタレントの養成、能力主義に基づく早期選別の教育政策を進めてきたのであります。それは、昭和三十五年以降の所得倍増計画、その後のマンパワーポリシーを見れば明らかであります。つまり、今日の大学

格差と學歷社会、そして過酷な受験競争と差別、選別の偏差値教育、これを助長してきたものは、ほかならぬ自民党政府の文教政策それ自体ではなかったのか。この点について総理大臣はどのように考えるのか。今日の教育荒廃に對する自民党政府としての責任について、その見解を求めます。

さて、次は、提案された法案に關連し、総理大臣並びに文部大臣に質問してまいります。

第一は、この法案の背景についてであります。

この法案は、昨年五月二十六日自民党の免許法改正に關する提言に始まり、文部省の教員養成審議会に對する諮問、そしてその答申を経てつくられたものであります。しかし、審議会の答申を経てつくられたにもかかわらず、この法案は、昨年五月二十六日自民党が提言した内容とはほとんど変わっていないのであります。なぜそうなったのか。そこで問題になるのは次の点であります。

すなわち、文部省は教養審に諮問するに当たって、自民党の提言とはほぼ同様なものを試案として示し、その答申を求めているのであります。そして答申は、六カ月にも満たない短期間の審議で、大筋文部省の試案どおり報告されているのであります。これでは何のための審議会なのか。自民党、中立性を標榜する審議会とは実は文部省の隠れみのであり、一方、自民党の原案を国民合意の名のもとに法案化するマジック機関にすぎないということのみをみずから暴露したものにほかなりません。この意味で、この法案は国民の合意とはほど遠く、自民党主導による審議会不在の法案と言わなければなりません。文部大臣の所見を求めるものであります。

第二は、免許状を三種別にすることにする疑問であります。

つまり、大学院修士課程修了者は特修免許、大学学部修了者は標準免許、短大卒業者は初級免許とするということであります。これは、學歷によつて免許状に差をつけるということであります。この三種別免許の導入は、學歷と免許によつて教員に上下の身分關係を持ち込み、職場に教員の序列化を生むということは明らかであります。同じ学年の中で、あるクラスの先生は初級免許の先生、他のクラスの先生は特修免許の先生、このことについて子供や父兄はどのような感じを抱くでしょう。また、自分のクラスの先生が一番偉いと思つてゐる子供心に、いたづらな不安を与える結果になりはしまいか。そしてこの制度は、ひとしく教育を施すという教育現場に果たしてなじむ制度であるのかどうか。総理大臣と文部大臣に所見を求めます。

また、この制度の導入は、教員の序列化とともに、特修免許取得による管理職志向の傾向を強め、教育現場の管理と統制をさらに強めるものと見なければなりません。今荒廃する教育現場で求めているものは、管理と統制の強化か、それとも自由と創造の息吹なのか。教育は、人間の可能性を引き出し、その人格を完成し、個性を伸ばしていく創造的営みであることを忘れてはなりません。その意味で、本来、教育現場には管理と統制はなじまないものであります。今、教育現場は、多様な個性を持った教師集団の協力、そして職場の信頼の厚い校長のもとで、教育の荒廃に對してもよりよい成果を上げてゐるのであります。このことに思いをいたすとき、今回の免許状の種別強化

は、教育現場が求めている方向に逆行するのではないかと考えますが、文部大臣の所見を求めるものであります。(拍手)

第三は、免許基準の引き上げに對する疑問であります。

このたびの法改正は、免許基準の大幅引き上げと教職科目及び教育実習の単位を大幅にふやすというものであります。このことは、教員養成以外の一般大学では教育免許の取得が極めて困難になるということであります。これは、すべての大学で教員免許を与えることができるという戦後の開放制度に制約を加え、戦前の閉鎖的な教員養成制度に逆戻りするという点で極めて重大であります。

思えば戦前の教育は、富国強兵、戦争遂行といった国家目標を達成する手段とされ、そのための人づくりを担当するのが戦前の教師であります。そして、その教員養成制度は、師範学校教育に代表されるように、為政者の意のままになる教師づくりとして閉鎖的な制度であったのであります。戦後は、その反省に立ち、広く人材を求め、多様な個性を教育界に送るというわねいで開放制にしたのであります。今再び閉鎖制教員養成制度に道を開くということは、戦前の教育に逆戻りするいわゆる戦前回帰の教育改革と言わなければなりません。これは、最初から教員養成コースに乗った者だけを教員として採用するというものであり、そのおろいは、閉鎖的な教員養成制度の中で為政者の意のままになる教師づくり、やがては国定の教師、国定の教科書づくりにつながる危険なものと見なければなりません。もし政府が、今のベーパーティーチャーを問題にし、そのことによって

閉鎖性を持ち込むとするならば、教員養成制度の基本的な点で大きな過ちを犯すものと言わなければなりません。

以上述べた免許基準の引き上げに伴う教員養成の閉鎖性について、文部大臣の所見を求めるものであります。(拍手)

最後に、中曾根総理大臣に質問いたします。

今、政府は、今後重要な教育改革の問題を審議するとして臨時教育審議会法案を提案しながら、一方で、総理自身も認めている重要な教育改革の中心である教員養成制度、すなわち教員法改正案だけを特に出して審議しようとするのはなぜなのか、まさに自己矛盾と言わなければなりません。この点、国民もひとしく理解に苦しむところであります。

また、今の教員免許は、六・三制を前提にして学校別の免許に分かれております。もし臨教審が発足し、今の六・三制の学校の区切りが変わったとすれば、それより先に新しい免許法によって出された教員養成制度はどのようなものか、それでも教育職員免許法の改正は今どうしてもやらなければならないのか。私は、政府の立場からいっても、免許法の改正を急ぐのは自己矛盾と考えるのであります。したがって、私は、本法案は直ちに撤回すべきものと考えますが、中曾根総理大臣の答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 佐藤議員にお答えをいたします。

まず、教育改革のねらいは何であるかということですが、これは前から申し上げてまいりました。二十世紀を指す世界的日本人をつくる、これが我々の教育改革であり、教育の権力支配や戦前回帰を意図するものではありません。

行政改革あるいは憲法問題との関係につきましても、御質問がありました。行政改革や教育改革は自主自律、自由民主の民族精神に発するものでありまして、これは憲法を守り、あるいは憲法をつくり、あるいは憲法を改正する国民主権の精神に通ずるという趣旨で申し上げたのであります。

次に、文教政策に対する御質問がございまして、文教行政は、中教審の答申の趣旨に沿いつつ、今まで歴代内閣が努力してきたところでございまして。しかし、時代の大きな変化、進展に対応し得るようには教育も見直す必要があるものでございまして。現在の教育制度の欠陥は、言いかえれば、時代のこの大きな変化あるいは進展に従来のやり方がやや硬直にあり過ぎて、対応し適応する能力が失われた、そういう観点から、総合的、全面的に見直す必要があるという国民的要請にこたえて、これを行わんとするものでありまして、政府の責任であると考えておる次第でございまして。

次に、三種別の免許制度は、これは教育現場になじむかという御質問でございましてけれども、最近の教育の普及あるいは学歴の向上、そういういろいろな面からも考えまして、特に教員に広く人材を求める、そういう趣旨から大学院あるいは学部あるいは短期大学、それぞれの段階から教員になる道を開いてすぐれた人材を求め、その質的向上を求める、さらに教員の自主的な勉学や研修を奨励する、そういうことを目的としたものでありまして、教員の序列化を意図したものではありません。

次に、免許法の改正と臨教審との関係でございまして、免許法の改正は、長期的展望に立ちまして、非常に幅広い観点から制度、仕組みあるいは内容等について十分見直す必要があり、その項目については、臨教審の委員にみずからお考え願うべき問題であると思っております。しかし、このたびの免許法の改正は、現在の教員の資質の向上というものを中心に考えまして、昨年、教育職員養成審議会の議を経ましてこれを行わんとするものでございまして、臨教審設置の趣旨と何ら矛盾するものではないと考え、本法案を撤回する考えはございません。

残余の答弁は文部大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣森喜朗君登壇〕

○国務大臣(森喜朗君) 佐藤議員にお答えを申し上げます。

御質問の第一点は、法案の背景について、教養審は文部省の隠れみので、自由民主主義による法案でないかとお尋ねでございまして、教育職員養成審議会は、教育職員の免許・養成制度等に関する事項を調査審議することを目的とし、文部大臣の諮問機関として設置されている審議会でございます。小中高の学校を代表する者、大学で教員養成を担当する教官その他の学識経験者から構成されております。今回の答申に当たりましては、例えは関係団体二十七団体の意見を聞くなど慎重な審議を経て取りまとめられたものでございまして。

昨年十一月の教養審の答申と、昨年五月の自民党の教員の養成・免許等に関する提言の内容との間には、同じ趣旨の部分もあるが、それはそれぞれが独自の立場から、教員の資質向上策を早急に

講じる必要があるという見地に立ち、昭和四十七年の教育職員養成審議会の建議などを踏まえ、関係団体の提案や意見を十分に聞きながら検討した結果であると承知をいたしております。本法案は、教養審の答申の趣旨の実現を図るため提案したものでございまして、自由民主主義による法案ということとは当たらないと考えております。

御質問の第二点は、免許状を三種別にすることは、教育現場に学歴主義を持ち込み、教員の序列化を図り、管理、統制を強めるものではないかというお尋ねでございまして、このたびの改正は、現在の大学院教育の拡充の状況を考慮し、また教員に広く人材を求めるという趣旨から、大学院、学部、短期大学のそれぞれの段階から教員になる道を開いたものでございまして。さらに、これらの免許状の間には、現職教員の自発的な研修を奨励するために、教職経験と認定講習により上級の免許状を取得し得る方法を取り入れておりまして、当初取得した免許状がそのまま固定してしまおうものではございません。したがって、教育現場に学歴主義を持ち込むという非難は当たらないと考えております。このたびの改正は、教員に広くすぐれた人材を求めるとともに、現職教員の自発的な研修を奨励することを目的としたものであり、学校の管理、統制の強化を意図するものではありません。

第三点は、一般大学では免許状の取得が困難になり、閉鎖性を持ち込むものではないかというお尋ねでございまして、現下の学校教育の状況を改善するためには、実践的な指導力や使命感などを身につけた教員が望まれているところであります。今回の改正は、そのために不可欠な教育実習、生

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

教育職員免許法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤諭君の質疑 教育職員免許法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する駒谷明君の質疑

七七八

徒指導などの教職専門教育科目を中心とする免許基準の引き上げを図ろうとするものでございまして、一般大学においても、若干努力していただければ免許取得は可能であると考えられます。したがって、このたびの改正によって教員養成制度が閉鎖的になるものではないと考えております。

第四点は、臨時教育審議会法案との関係についてでございますが、先ほど総理からもお答え申し上げましたように、教員にすぐれた人材を得、その資質能力の絶えざる向上を図ることは、我が国教育の発展のための重要な課題であり、このたびの改正案の内容は、現下の急務たる教員の資質向上に必要なものとして十分な検討を経て提案しているものでございます。先ほど総理からもお答えをいたしました。教育改革は長期的展望に立つて幅広い議論を行うことが必要でございますが、このことと教員の資質能力の向上を図るための免許法の改正を行おうとすることは、矛盾するものではないと考えております。

なお、臨教審におきまして六・三制の改革について議論された場合は、それにおいて教員免許制度についても必要な改善を図ることはあり得ることであると考えております。(拍手)

○副議長(藤岡田清一君) 駒谷明君。

〔駒谷明君登壇〕

○駒谷明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております教育職員免許法等の一部を改正する法律案の提案に対し、総理並びに文部大臣に若干の質疑を行うものであります。

今日の教育改革に関しては、臨時教育審議会設置法案を焦点として国民の重大な関心事となっております。昨年の三月、総理府において発表されました教育に関する世論調査において、学校教育に関する要望の中で一番大きなものは教員の資質向上であり、四五％と極めて高い結果が報告されているのであります。父母の間においても、自分の子供の担任教師について当たり外れが話題となっており、このように、教育改革における最大の問題は、教育は人なりと言われるごとく、まさに教員の養成、採用、研修のあり方にあります。

そこで、総理にお尋ねをいたします。

既に臨教審設置法案が提案され、これに対する質疑が行われましたが、この教員の資質向上について臨教審ではどのようにするのか。当然、審議検討事項であると思うのであります。それならば、なぜ今免許法の改正なのか、改正の内容から見て大きな疑問があります。まずこの点を明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

次に、総理の私的諮問機関であります文化と教育に関する懇談会の所見報告が提出されておりますが、その中に「教職課程における教育実習を始め教員養成教育の改善、充実が必要であるが、教員に適格者を求めるためには、養成や資格の改善だけではなく、正式採用前に一定期間のインターンシップを導入することが必要である。」と指摘しているのではありませんか。このことは教員採用制度の大改革であり、この制度が導入されるならば、さらに教員の免許基準も大きく改めなければならぬと思うのであります。いわゆるこの試験制度について総理はどのように考えておられますか、ま

た臨教審に諮問するお考えかどうか、方針をお伺いいたします。

また、教員の適格者とは、具体的にどのような人を指すとお考えでおられますか。さらに、今日の時代の変化、社会的変化に対応するには、特に多様な人材を必要とするとき、画一的な人格像を教師に求めることは矛盾するものではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、教師の教育に対する理念についてお伺いいたします。

学校現場における落ちこぼれや登校拒否、校内暴力等教育の荒廃が叫ばれている今日、その要因として教師の態度、姿勢のあり方や資質の問題が問われているのであります。その背景にあるものは、教職課程を取れば免許状が与えられ、教職の専門家として子供たちを教育することが保障されている教師が、みずから教育への情熱とそれを支える使命感を持たず、ただ就職としての考えから教師となった人々があり、一方、子供たちに学ぶことの大切さを教えながら、みずから学ぶ意欲を失っている教師等も現に存在しています。そこには、豊かな教育環境を創造し発展させることは不可能でありましょう。そして、子供たちは教師の言動を通じてその本質を見抜き、権威を疑い、不信感を強め、結局、教師と子供たちとの信頼関係の欠如がいろいろな問題を引き起こす結果となっていると思うのであります。

私は、これからの複雑、多様化する社会情勢を考えると、教育者たる教師こそ使命職であるとの自覚に立つことが最も重要なことではないかと思うのであります。そして、自己の情熱を教育に傾ける意欲を持ち、教育的力量を身につけた人間

性豊かな教師こそ求められていると考えますが、総理の御所見をお伺いしたいのであります。

(拍手)

次に、文部大臣に数点お伺いいたします。

教育改革は、国民合意の形成を図りつつ進めなければなりません。このことは教員養成等についても同様であり、少なくとも学校現場、教員養成を行う大学、そして教育委員会等が連携し、協力し合う中で行われるべきであります。

今回の免許法の改正案は、策定される前段階である教育職員養成審議会が諮問を受け、わずか五カ月余りで答申されたものであります。その間、大学の主体的取り組みに大きく依存して教員養成が行われてきた事実から、これら各大学に対する配慮を欠いていたのではないかと。例えば全国私立大学教職課程研究連絡協議会等の取り組みを無視した形で改正案が提出されたとすれば、まことに遺憾であります。このことは大学の自主的な取り組みを阻害することになり、文部行政との対立、不信感を増大させることになると強く懸念するものであります。大学等関係者のコンセンサスを十分得られているのかどうか、お伺いをいたします。

私は教員養成のためのカリキュラムの開発、教員採用にかかわる課題あるいは教員研修等について調査検討し実践するために、現在の教育実習地域連絡協議会を発展させ、教員養成地域連絡協議会なるものをこの際設置すべきであると考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、免許基準の引き上げについてであります。教員の養成に関して、開放制の原則を維持しな

がら、免許基準を引き上げることにより、免許取得者が教員養成系大学・学部卒業生に偏り、閉鎖的な傾向にならないよう配慮し、文部省としては、自由なる開放制から節度ある開放制への転換を目的としているようであります。つまり、パーティーチャーに対する批判、安易に免許状が授与される状況を改めるといふ意味があるかと考へるのであります。

ちなみに、昭和五十八年三月卒業者の免許状取得状況と教員就職状況資料によると、その対比は四倍ないし五倍の差があり、教育実習にも大きな影響があることは十分推察されるところであります。しかし、五十九年度におきます教員の採用試験受験者数は二十万六千人であり、免許状取得者数は二十六万八千人となっており、大きな差のないことを示しており、その実態から、免許状取得者の教師志向は多いことを示していると思つてあります。

そこで、文部省の言う節度ある開放制の意義を考へますと、広く資質ある人材を求める観点から見ると、つまるところ、教育課程を修得する学生の門戸を狭めることを目的とする以外に考えられないと思つてあります。また、各大学では教員採用試験のために業者による通信添削や模擬試験が行われているのが現状であります。教職専門科目の単位増が学生にとって大きな負担となり、学校現場において真に必要な人間性あふれる学生よりも、むしろペーパー試験に強い学生が教員として選抜されるおそれがあることが考えられるのであります。教員の資質向上の観点からどのように認識されておられますか、御所見をお伺いしたいのであります。

次に、教員免許状の初級、標準、特修の三段階種別化についてであります。

本改正案では、新たに修士課程レベルの免許として特修免許を設けることになっていますが、そのねらいは、現職教育を充実させ学校内に切磋琢磨する雰囲気が出てくることを期待しているようであります。しかしながら、その特修免許が高度の資質を備えているとされていることから、今日の批判されている学歴偏重主義を持ち込み、大学、学部間の序列化を生む危険性があること、教員相互間の対立を生むおそれがあること、また父母の側からいへば当たり外れということがさらに助長することになると言わなければなりません。これらの問題点をどのように解決しようとするのか、特に特修免許を取得した教員の位置づけ、処遇についてもお伺いをいたします。

最後に、現職教育や研修体制の整備充実についてであります。

教師は、教員養成課程を経て免許状を取得すれば教師として完成されたものではないと思ひます。したがって、教員養成課程は教師になるための基礎教育であるとの認識に立たなければなりません。そして、採用時またその後の現職教育、研修を通じて、いわば生涯教育、継続教育という観点からの教員の資質向上を図るべきと考えます。

昭和五十八年六月、中教審が教員の資質能力の向上について答申されていますが、その中に、教員が年齢、経験に応じた研修を受けられるような体系的な整備と、国、都道府県、市町村などが実施する研修について相互調整を図るべきであると指摘されていますが、どのような研修体系が今後討されているのか明らかにしていただきたいのであります。

あります。

以上、総理並びに文部大臣の明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曽根康弘君)登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 御答へにお答えをいたします。

まず、臨教審において教員の資質向上を審議事項に取り上げるかという御質問でございます。

教育改革は、長期的展望に立つて幅広い論議が必要でございます。この諮問内容は、今後内閣としては十分幅広く検討いたしますが、具体的審議事項は臨教審自身においてお決め願うのが適当であると考へております。しかし、教員の資質向上は常に教育の改善充実を図る上で不可欠の課題であります。今回の法改正は、現下の教育課題たる教員の資質向上に必要なものとして十分な検討を経た上で行おうとしておるものであり、昨年の教育職員養成審議会の議を経、かつまた従来中教審の累次にわたる答申におきましても基本的に示された線に沿って行つておるものでございます。

次に、文化教育懇談会で言うインテンシブについて臨教審に諮問するかという御質問でございますが、この文教懇の提言は非常に貴重な参考資料と考へますが、諮問内容は今後十分検討させていただきますと思ひます。私は、原則的にはこのようなインテンシブを強化することには賛成でございます。

次に、文教懇で言う教員の適格者いかんという御質問でございます。

「教育問題は教師の心構えと資質を抜きにしては語れない。」このように文教懇で報告されておるところでございます。私も、教育は人なり、こ

のように考へておりました。教員の資質能力いかんにかかっており、教員につきましては、高い専門的学力のみならず、深い教育的愛情、教育者としての使命感などを兼ね備えることが重要であると考へております。

教師を使命職と考へるが、所見いかん、そういう御質問でございます。

やはり教員は深い教育的愛情あるいは教育者としての高い使命感を持つことが大事であると思つております。職名は別といたしまして、内容として、そのようなお考えにつきましては、私もおおむね同感でございます。

他の点は文部大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣(森喜朗君)登壇〕

○国務大臣(森喜朗君) 御答へにお答えをいたします。

御質問の第一点、試験制度の導入の問題でございますが、試験制度とは、特別の身分において一年程度の期間任命権者の計画のもとに実地訓練を行わせ、その成績によつて教員に採用する制度を言うものと考えられますが、ただいま基本的な考へとしては総理がお答えになりましたが、この制度につきましては、現行の公務員制度との関係や財政面の問題もございしますので、諸般の事情を考慮しつつ、慎重に検討していく必要があると考へます。

文部省といたしましては、教員の資質の向上について、いわゆる人材確保法に基づく優秀な教員の確保、新任教員研修を初めとする各種研修の充実、教員としてふさわしい者を選抜するための採用方法の改善などの施策を講じてきたところでござ

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

教育職員免許法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する駒谷明君の質疑 朗読を省略した議長報告

七八〇

ざいます。今後とも教員の資質向上の問題には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第二点は、今回の改正について関係大学等のコンセンサスが得られていないのではないかと、お尋ねでございます。

今回の改正の基礎となっている教養審答申の審議過程におきまして、関係団体から意見を十分に聴取をいたしております。例えば教職専門教育科目を中心とする修得すべき単位数については私学団体の意見を反映し、諮問当初の試案で示した単位数が手直しされているところでございます。この改正は関係団体の意見を反映した内容となっており、大方の理解を得られたものと考えております。

御質問の第三点は、教員養成地域連絡協議会の設置についてでございますが、御提案は、大学と教育委員会等が共同して教員養成のためのカリキュラムの研究開発、採用にかかわる問題等の検討等を行うべきだという御趣旨だと思っております。そのことは傾聴に値することと考えておりますので、現行の教育実習地域連絡協議会の場で議題として取り上げてもらえるよう積極的に指導してまいりたいと考えております。

御質問の第四点は、節度ある開放制についてのお尋ねでございますが、このたびの改正は、免許状取得希望者が著しく増大し、安易に免許状を取得する風潮があらわれてきているので、より充実した教員養成が行われるよう免許基準を引き上げようとするものであります。その内容は実践的指導力や使命感を身につけさせようとするものであって、そのことによって情熱あるすぐれた人材を養成しようと考えているものでございます。

御質問の第五点は、特修免許状についてのお尋ねでございますが、今回の改正で特修免許状を設けることといたしておりますのは、大学院教育の拡充の状況を考慮し、教員に広く人材を求めるとともに、現職教員の自発的な研修を奨励することを目的としたものであり、学歴偏重主義を持ち込むものではございません。特修免許状は、学部卒業を基礎資格とする免許状の基準の上に、さらに修士課程等で特定の専攻分野を修め、高度の能力を備えていることを明らかにするものであり、特修免許状の取得者は学校の中で指導性を発揮してくれるものと考えております。特修免許状の取得と給与の格付とは直接結びつくものではありません。

御質問の第六点は、教員の研修体系の整備等についてのお尋ねでございますが、教員の資質能力の向上については、御指摘のように教員の養成、採用、研修の各段階にわたり適切な施策を総合的に推進していく必要があると考えております。特に研修については、その体系的整備の重要性にかんがみ、各教育委員会に対して昭和五十七年五月に文書で指導を行ったところであります。文部省といったしましても、今後ともこうした指導を徹底することにより、各教員が教職の全期間を通じて必要な研修に参加することができる機会を確保するとともに、国、都道府県、市町村の各段階で行われる研修の実施時期、内容等について調整を図り、関係機関等の協力体制を確立して、これら各段階における研修が相互に関連を持って行われるよう研修の体系化を推進してまいりたいと存じます。

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了(拍手)

たしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 中曽根康弘君
外務大臣 安倍晋太郎君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 森 喜朗君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る四月二十七日、本院は、皇室會議予備議員園田直君死去につきその補欠として原健三郎君を選任し、同君の職務を行う順序は第二順位と決定した旨内閣に通知した。

一、去る四月二十七日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

中尾 辰義君(鬼木勝利君の補欠)

同 予備委員

大谷 操君(萩原博司君の補欠)

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(通知書受領)

一、去る四月二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

運輸省設置法の一部を改正する法律

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律

国有林野法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

一、去る四月二十七日、木村参議院議長から福永議長あて、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

中尾 辰義君(鬼木勝利君の補欠)

同 予備委員

大谷 操君(萩原博司君の補欠)

(報告書受領)

一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十八年度第三・四半期における予算使用

の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

渡部 行雄君

戸田 菊雄君

補欠

戸田 菊雄君

渡部 行雄君

法務委員

辞任

衛藤征士郎君

大西 正男君

熊川 次男君

小澤 克介君

広瀬 秀吉君

山口 鶴男君

藤井 勝志君

宮澤 喜一君

山中 貞則君

佐藤 徳雄君

中村 重光君

山本 政弘君

補欠

藤井 勝志君

山中 貞則君

宮澤 喜一君

山本 政弘君

佐藤 徳雄君

中村 重光君

衛藤征士郎君

熊川 次男君

大西 正男君

広瀬 秀吉君

山口 鶴男君

小澤 克介君

外務委員

辞任

宮澤 喜一君

瀬長亀次郎君

谷垣 禎一君

野間 友一君

大蔵委員

辞任

藤井 勝志君

補欠

伊吹 文明君

山中 貞則君

戸田 菊雄君

安倍 基雄君

伊吹 文明君

長野 祐也君

渡部 行雄君

小川 泰君

文教委

辞任

田中 克彦君

佐藤 徳雄君

中西 續介君

湯山 勇君

小川 仁一君

細谷 昭雄君

山中 末治君

農林水産委員

辞任

細谷 昭雄君

中西 續介君

中村 重光君

野間 友一君

佐藤 徳雄君

工藤 晃君

科学技術委員

辞任

松前 仰君

小川 泰君

工藤 晃君

田中 克彦君

松前 仰君

長野 祐也君

渡部 行雄君

小川 泰君

藤井 勝志君

山中 貞則君

戸田 菊雄君

安倍 基雄君

補欠

湯山 勇君

小川 仁一君

細谷 昭雄君

山中 末治君

佐藤 徳雄君

中西 續介君

田中 克彦君

補欠

中西 續介君

細谷 昭雄君

佐藤 徳雄君

工藤 晃君

中村 重光君

野間 友一君

田中 克彦君

松前 仰君

安倍 基雄君

瀬長亀次郎君

工藤 晃君

小川 泰君

環境委員

辞任

山本 政弘君

和田 貞夫君

和山 政弘君

補欠

井上 普方君

日野 市朗君

井上 普方君

議院運営委員

辞任

井上 普方君

日野 市朗君

井上 普方君

議院運営委員

辞任

井上 普方君

日野 市朗君

井上 普方君

議院運営委員

辞任

井上 普方君

日野 市朗君

井上 普方君

議院運営委員

辞任

井上 普方君

日野 市朗君

井上 普方君

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

以上五件 大蔵委員会 付託

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

地域交通整備法案(小林恒人君外六名提出、衆法第二四号)

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(吉原米治君外六名提出、衆法第二五号)

以上二件 運輸委員会 付託

一、今八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、今八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、今八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

明説を省略した議長の報告 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案及び同報告書

七八二

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(吉原米治君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、去る四月二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十七日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

国有林野法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

合併に基づく労使紛争に関する質問主意書(和田貞夫君提出)
留萌市沿岸の不発弾処理に関する質問主意書(安井吉典君提出)
一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
児童扶養手当削減に関する質問主意書(辻一彦君提出)

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

国会に提出する。

昭和五十九年二月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置(第二条)

第三章 特例公債の償還のための起債の特例(第六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に

資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特例措置を定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めるものとする。

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十九年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和五十九年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額

については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付)

第四条 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 日本電信電話公社は、昭和五十八事業年度の経営上生じた利益の処理については、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十一条第一項の規定にかかわらず、当該利益の額から前項の規定により国庫に納付すべき金額を控除した残額を同条第一項の規定による積立金として整理するものとする。

(日本専売公社の臨時国庫納付金の納付)

第五条 日本専売公社は、昭和五十九事業年度において、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金及び同法附則第四項の規定により国庫に納付すべき金額を納付するほか、前事業年度の損益計算上生じた利益のうち三百億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 日本専売公社は、昭和五十八事業年度の損益計算上生じた利益の処理については、日本専売公社法第四十三条の十三の二第一項の規定にかかわらず、当該利益の額から前項の規定により国庫に納付すべき金額を控除した残額を同条第一項の規定による利益積立金として整理するものとする。

第三章 特例公債の償還のための起債の特例

(特例公債の償還のための起債の特例)

第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債について、は、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

- 一 昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十年法律第八十九号)第一条
 - 二 昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十一年法律第七十三号)第二条
 - 三 昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十二年法律第五十号)第二条
 - 四 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律(昭和五十三年法律第四十三号)第二条第一項
 - 五 昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十四年法律第二十六号)第二条
 - 六 昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十五年法律第三十七号)第二条
 - 七 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第三十九号)第二条第一項
 - 八 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十七年法律第四十一号)第二条
 - 九 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十八年法律第四十五号)第二条第一項
- 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に

掲げる規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな償還に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第二条 昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第三条 昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律の一部改正)

第四条 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

(昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第五条 昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第五条 昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条 昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第七条 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

(昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第八条 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

第三条中「国債整理基金特別会計法」の下に「(明治三十九年法律第六号)」を加える。

理 由

我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置を定めるとともに、同年

度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 趣旨

我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債償還率繰入れ等の停止並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置を定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めるものとする。

2 特例公債の発行等

- (1) 昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるとすること。
- (2) 特例公債の発行は、昭和六十年六月三十日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、昭和五十九年度所属の歳入とすること。
- (3) ①の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案及び同報告書
 に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

民間航空機貿易

七八四

3 一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例
 昭和五十九年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わないこととする。

4 日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付
 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度に生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととする。

5 日本専売公社の臨時国庫納付金の納付
 日本専売公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度に生じた利益のうち三百億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととする。

6 特例公債の償還のための起債の特例
 (1) 昭和五十九年度以前の各年度において発行した特例公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

なお、同条の規定による償還のための起債を行った場合には、その速やかな減償に努めるものとする。

(2) 昭和五十一年度から昭和五十八年度の各

年度に発行した特例公債についてのいわゆる借換禁止規定は、附則で削除することとする。

二 議案の修正議決理由

我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置を定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めることは、当面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行う必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十九年度一般会計予算の歳入において、特例公債金発行収入として六兆四千五百五十億円を計上するとともに、日本電信電話公社からの臨時納付金二千億円及び日本専売公社からの臨時納付金三百億円を計上している。

なお、国債償還率繰入れ等の停止措置による国債費の減額は、一兆六千二百二十七億円で右報告する。

昭和五十九年四月二十七日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、^{公布の日}昭和五十九年四月一日から施行する。

〔別紙〕

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 現下の厳しい財政状況にかんがみ、可及的速やかに、特例公債依存体質から脱却するよう、財政改革に対する具体的方策に関する考え方を明らかにし、もって国民の理解と協力を確保できるように努めること。

二 今後、特例公債について借換債の発行を行う場合においても、その残高の区分を明確にする等厳正な管理を行うことにより、漸次減額策を講じ、できる限り速やかにその残高を減少させるよう最大限の努力を行うこと。

三 財源対策としては、中長期にわたる展望に基づき対応を図り、税外の臨時的な財源に安易に依存することなく財政構造のあり方についても抜本的な検討を行うこと。

四 今後における大量の公債償還への本格化及び金融自由化の急速な進展に備え、新たな段階における国債管理政策について基本的な検討を行うとともに、我が国経済に混乱を引き起すことのないよう適切な運営に努めること。

五 予算編成に当たっては、制度・施策の優先順

位を厳しく判断し、歳出の削減・抑制、補助金等の洗い直しを進めるとともに、いたずらに、後年度負担の増大を招くことのないよう、厳正に対処すること。

六 今後とも現行の減債基金制度の基本を維持するよう努めるとともに、満期到来の公債が、保有者に対して支障なく償還されるよう所要の償還財源を確保し、公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

右

昭和五十九年四月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この改正は、多角的貿易交渉(東京ラウンド)の成果として作成された協定の一である民間航空機貿易に関する協定の附属書の内容を拡大するものであり、民間航空機及び同部品等に係る世界貿易の一層の発展等に寄与するものである。我が国がこの改正を受諾することは、この分野での世界貿易の拡大及び我が国の航空機産業の一層の発展に資するとの見地から有意義であると認められる。よ

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号 民間航空機貿易に関する協定附屬書の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

七八六

六八・一四のうち プレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で石綿その他の鉱物性材料をもととしたものに限る。)

七〇・〇八のうち 風防ガラス(安全ガラスを用いたもので枠無しのものに限る。)

七三・一八のうち 鉄鋼の管(鉄鉄管を除くものとし、取付具を付けた液体用又は気体用のものに限る。)

七三・二五のうち より線、ケーブル、ロープ、組みひも、スリングその他これらに類する物品(鉄鋼の線を用いて製造したもので、取付具を付けたもの又は製品に仕上げたものに限る。)

七三・三八のうち 鉄鋼製の衛生用品(部分品を除く。)

七六・〇六のうち アルミニウムの管(取付具を付けた液体用又は気体用のものに限る。)

八一・〇四のうち チタンの管(取付具を付けた液体用又は気体用のものに限る。)

八三・〇二のうち 卑金属製の取付具(ちようつがい及びドアクローザーを含む。)

八三・〇七のうち ランプその他の照明器具及び

その部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・二二号を除く。)に該当する物品を除く。)

八三・〇八のうち 卑金属製のフレキシブルチューブ(取付具を付けたものに限る。)

八四・〇六のうち 内燃機関(ピストン式のものに限る。及びその部分品

液体原動機及びその部分品

八四・〇七のうち 内燃機関(ピストン式のもの

を除く。及びその部分品並びにその他の原動機及びその部分品

八四・一〇のうち 液体ポンプ(計器付きのもの

であるかないかを問わない。)

八四・一一のうち 及びその部分品

八四・一二のうち エアコンディショナー(動力

駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。)

八四・一七のうち 熱交換器及びその部分品

八四・一八のうち 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(これらの部分品を除く。)

八四・二二のうち 消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わないものとし、部分品を除く。)

八四・二二のうち エレベーター(リフト)、ホイ

スト、ウインチ、クレーン、ジャッキ、プーリー、タックル、ベルトコンベアその他の物上

げ用、荷扱用、積込用又は積卸用機械及びコンベア(これらの部分品を除く。)

八四・五三のうち 自動データ処理機械及びこれを構成する機器

八四・五九のうち 次の產品及びこれらの部分品

始動装置(電気式でないものに限る。)

プロペラ調整器(電気式でないものに限る。)

サーボ機構(電気式でないものに限る。)

八四・六三のうち 機用に設計されたものに限る。)

逆スラスト装置用自動機

空気加湿装置及び空気除湿装置

八四・六三のうち 伝動軸、クランク、ペアリ

ングハウジング、ブレーンベア

リング並びに歯車及び歯車伝

動機(摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。)

八四・六四のうち ガスケットその他これに類する

ジョイント(石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。)

八五・〇一のうち トランスフォーマー(部分品を除く。)

電動機(一馬力以上二〇〇馬力未満のものに限るものとし、部分品を除く。)

発電機、電動発電機、回転式又は静止式のコンバーター、

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

七八八

六四七・〇四	取付具及びちようつがい(鉄鋼、アルミニウム及び亜鉛製のものに限るものとし、貴金属をめつきしたものを除く。)(他の号に該当するものを除く。)	六六一・一四	圧縮機及びその部分品	六八二・二四	チェインスプロケット、クラッチ、ユニバーサル継手及びこれらの部分品	六八四・七二	マイクロホン、拡声器、ヘッドホン、可聴周波増幅器及びこれらにより構成される音響増幅装置
六四七・〇七	取付具及びちようつがい(鉄鋼、アルミニウム及び亜鉛製以外の卑金属製のものに限るものとし、貴金属をめつきしたものを除く。)(他の号に該当するものを除く。)	六六一・一七	気体ポンプ、真空ポンプ及びこれらの部分品	六八二・〇六	トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペア未満のものに限る。)	六八五・二五	ソリッドステート式無線受信機器その他の無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器
六五二・一一	金属製のフレキシブルチューブ(取付具を付けたものに限る。)	六六一・二二	エアコンディショナート及びその部分品	六八二・〇八	トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペア以上のものに限る。)	六八五・四一	テープレコーダーその他の録音機及びこれらの部分組立品(民間航空機用に設計されたもので、二以上の部分を固定し又は接続したものに限る。)
六五三・四一	照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限る。)	六六一・九一	遠心分離機	六八二・四二	電動機(一馬力以上二〇馬力以下のものに限る。)	六八五・六一	航行用無線機、レーダー、無線遠隔制御機器及びこれらの部分組立品(民間航空機用に設計されたもので、二以上の部分を固定し又は接続したものに限る。)
六五三・九八	化粧用品及び衛生用品	六六二・五二	消火器	六八二・四六	電動機(二〇馬力を超え二〇〇馬力未満のものに限る。)	六八五・七二	ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の電気式の音響信号機器及び視覚信号機器
六六〇・五八	内燃機関(ピストン式のものに限るものとし、圧縮点火式のものを除く。)	六六四・一二	エレベーター、ホイスト、ウィンチ、クレーン、ジャッキ、プリーリタックル、ベルトコンベアその他の物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用機械及びコンベア	六八二・六一	発電機、電動発電機、回転式又は静止式のコンバーター、整流機器及びインダクター	六八六・二二	電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものに限る。)
六六〇・六一	内燃機関(ピストン式のものを除く。)	六六六・三一	計算機その他のデータ処理機械事務用機器(他の号に該当するものを除く。)	六八三・〇三	鉛蓄電池(一二ボルトのものに限る。)	六八六・二五	電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものに限る。)
六六〇・六九	内燃機関(ピストン式のものに限るものとし、圧縮点火式のものを除く。の部分品	六七八・四八	航空用地上訓練機及びその部分品	六八三・一四	鉛蓄電池(一二ボルトのものを除く。)	六八六・二二	電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものに限る。)
六六〇・七三	内燃機関(ピストン式のものを除く。の部分品又はピストン式かつ圧縮点火式の内燃機関の部分品	六八〇・六一	ギヤボックスその他の変速機(第九号に該当するものを除く。)	六八三・一七	蓄電池(鉛蓄電池を除く。及びすべての鉛蓄電池の部分品	六八六・二二	電圧自動調整器及び電圧電流自動調整器(六ボルト用、一二ボルト用及び二四ボルト用のものに限る。)
六六〇・八七	その他の原動機(電気式のものを除くものとし、他の号に該当するものを除く。及びその部分品	六八〇・六三	ギヤボックス及び変速機(第九号に該当するものを除く。)	六八三・二六	電子レンジ	六八六・六二	シールドビームランプ
六六〇・九九	液体ポンプ(原動機の種類を問わない。及びその部分品	六八一・〇一	プリーリ、軸継手及びこれらの部分品	六八四・二六	調理用加熱器	六八八・一四	点火用コードセット
六六一・〇八	ファン、送風機及びこれらの部分品	六八一・一八	トルクコンバーター及びその部分品	六八四・三二	加熱器及びオーブン	六八八・三九	ソリッドステート式の電子式時計(幅が一・七七インチ未満のもの、ジュールを有するものに限る。)

六八八・四七	電気式のシンクロ及び変換器
六九四・一六	民間用の気球及び飛行船
六九四・二一	民間用滑空機
六九四・四一	民間用飛行機（ヘリコプターを含む。）
六九四・六二	民間航空機用のその他の部分品
七〇八・一〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又は枠を取り付けたものを除く。）
七〇八・三〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又は枠を取り付けたものに限る。）
七〇九・四六	ガスマスクその他これに類するマスク
七一〇・〇九	光学機器（写真測量用のもの及び測距儀を除く。）
七一〇・一五	ジャイロコンパス及びその部分品
七一〇・一七	その他のコンパス
七一〇・三一	自動操縦装置及びその部分品
七一〇・四七	その他の航行用計測機器及びその部分品
七一一・三三	液体式温度計（医療用のものを除く。）
七一一・三九	その他の温度計
七一一・七一	流量計、熱量計（流量計が組み込まれたものに限る。）及び風速計
七一一・七三	流量計、熱量計（流量計が組み込まれたものに限る。）及び風速計の部分品
七一一・八一	液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用の機器及び温度自動調

七二二・〇〇	整機器（圧力計及びサーモスタットを含む。）並びにこれらの部分品速度計、回転速度計及びこれらの部分品
七二二・〇六	電気式光学機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）
七二二・四八	自動飛行制御装置（電気式のものに限る。）及びその部分品
七二二・五二	その他の電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）及びその部分品
七二五・一六	時計（ウォッチムーブメントを有するもの又は幅が一・七七インチ未満のその他の時計用ムーブメントを有するものに限る。）
七二〇・〇九	その他の時計用ムーブメント（二石以上で、一回巻き上げることにより四七時間を超える時間作動するよう設計され又は組み立てられたものに限るものとし、文字盤又は指針の有無を問わない。）
七二七・四九	強化プラスチック製又は積層プラスチック製の家具
七二七・五一	その他のゴム製又はプラスチック製の家具
七二七・五六	家具（紡いでない繊維性植物材料、木材、織物（綿製のものを除く。）、ゴム、プラスチック、銅又は革を用いて製造したものを除く。）
七二七・四六	空気タイヤ（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

七二二・六七 ゴム製又はプラスチック製のホース及び管（取付具を付けた液体用又は気体用のものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

民間航空機貿易に関する協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的として、昭和五十四年四月に東京ラウンドの一環として作成されたものであり、この協定の附属書において、無税又は免税の対象となる産品の表を掲げている。

この協定発効後、締約国間において、附属書の内容を拡大することが検討されてきたが、昭和五十九年三月二十二日、民間航空機貿易委員会において、附属書の改正が決定された。

この協定附属書の改正は、附属書に掲げるカナダ、CCCN（関税協力理事会品目表）及びアメリカ合衆国のそれぞれの関税率表番号による産品の表を拡大しようとするもので、その主な内容は、CCCN（関税協力理事会品目表）において、既存の五十品目に新たに油圧用パイプ、熱交換器、蓄電池及び光学用品等九品目を追加し、原動機、ポンプ及び自動データ処理機械等十三品目の対象範囲を拡大するものである。

なお、本附属書の改正は、署名国により承認された後、いずれかの署名国によつて受諾された時に当該受諾をした署名国について効力を生

ずることになっている。

よつて政府は、本協定附属書の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定附属書の改正を受諾することは、この分野での世界貿易の拡大及び我が国の航空機産業の一層の発展に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十九年四月二十七日

外務委員長 中島源太郎
衆議院議長 福永 健司殿

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十九年五月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源の保存及び合理的利用を図るため、昭和五十九年五月七日にモスクワで、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百八十四年二月二十八日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦の経済水域に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の關係諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十四年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手

続及び条件は、次のとおりとする。

七九〇

- (1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。
- (2) 千九百八十四年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万トン(三千二百六十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万二千百トン(千六百九十五万尾)を超えてはならない。このうち、しるさけの漁獲量は三百十万尾を、べにさけの漁獲量は百五十万尾を、ぎんざけの漁獲量は百二十万尾を、ますのすけの漁獲量(ベリング海における漁獲量を除く)は十七万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。
- (3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十四年五月七日から同年七月三十一日までの間に於いて漁獲することが出来る。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十四年五月七日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。
- (4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

- (5) 流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。
母船に属する漁船については、六十メートル以上
日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六十メートル以上
日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四十メートル以上
- (6) 母船に属する漁船については、六十メートル以上
ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五メートル以上とする。
- (7) 日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五メートル以上
- (8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。
- (9) 日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。
- (10) 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するた

- (1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することが出来る。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が妨げを最小のものにしなければならぬ。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならぬ。
- (2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信するに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することが出来る。
- (3) 前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができ
- (4) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に關連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管

轄権を有する。違反を証明する調査及び証拠は、違反を裁判する裁判官轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従い、かつ、まずの漁獲を行つては、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十四年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十四年五月七日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
高島益郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
V・カーメンツェフ

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・まずの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦は、北西太平洋の二百海里水域の外側の水域にお

るさけ・まずの漁獲の手續及びその条件について、交渉を行つてきたが合意に達したので、本年五月七日モスクワにおいて本議定書に署名を行つた。

1 本議定書の主な内容は次のとおりである。
昭和五十九年の日本国のさけ・まずの漁獲量は、四万トンとし、漁期は、昭和五十九年五月七日から同年七月三十一日までとするが、一部水域については同年六月十五日までとする。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いずれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができると。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をその所属する締約国に、できる限り速やかに引き渡すこと。

4 裁判官轄権は、漁船又は乗組員の所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、昭和五十九年十二月三十一日まで効力を有すること。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由
本議定書を締結することは、両国間の漁業における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるさけ・まずの漁獲の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和五十九年五月八日
外務委員長 中島源太郎
衆議院議長 福永 健司殿

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・まずの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十九年三月三十日
内閣総理大臣 中曽根康弘

著作権法の一部を改正する法律
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第九十六条・第九十七条」を「第九十六条・第九十七条の二」に改める。

第二条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問はず、これと同様の使用の権限を取得させる行為を含むものとす。

第三条第一項及び第二項中「映画の著作物」にあつては、「」を削り、「第二十六条」の下に「又は第二十六条の二」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。
(貸与権)
第二十六条の二 著作物、その著作物(映画の著作物を除く)をその複製物(映画の著作物に於いて複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

第三十条中「場合」の下に「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製装置(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要部分が自動化されている機器をいう)を用いて複製するときを除く」を加える。

第三十八条第一項中「提示」を「提供又は提示」に改め、同条に次の二項を加える。
3 公表された著作物(映画の著作物を除く)は、

営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物に於いて複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く)の貸与により公衆に提供することができ

4 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物に於いて複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

第六十八条第二項中「行なう」を「行ふ」に、「第三十八条」を「第三十八条第一項及び第二項」に改める。

第八十九条第一項中「第九十一条及び第九十二条」を「第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第九十五条の二第一項」に改め、「二次使用料」の下に「及び第九十五条の二第三項に規定する報酬」を加え、同条第二項中「第九十六条」を「第九十六条第一項及び第九十七条の二第一項」に、「及び」を「並びに」に改め、「二次使用料」の下に「及び第九十七条の二第三項に規定する報酬」を加え、同条第五項中「二次使用料」の下に「及び報酬」を加える。

第九十一条第二項中「この節」の下に「及び次節」を加える。
第四章第二節中第九十五条の次に次の一条を加える。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・まずの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九一

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

衆議院議長 福永 健司殿

外務委員長 中島源太郎

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・まずの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十九年三月三十日
内閣総理大臣 中曽根康弘

著作権法の一部を改正する法律
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第九十六条・第九十七条」を「第九十六条・第九十七条の二」に改める。

第二条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問はず、これと同様の使用の権限を取得させる行為を含むものとす。

第三条第一項及び第二項中「映画の著作物」にあつては、「」を削り、「第二十六条」の下に「又は第二十六条の二」を加える。

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

七九二

(貸与権等)

第九十五条の二 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、国内において最初に販売された日から起算して一年以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。)の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 前条第二項から第十一項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第七項中「放送事業者等」とあり、及び同条第九項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の二第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する前条第二項の団体によつて行使することができる。

6 前条第四項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四項後段の規定を準用する。

第四章第三節中第九十七条の次に次の一条を加える。

(貸与権等)

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコード(第八条第三号に掲げるものを除く。)をそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

与による場合には、適用しない。

3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合に、当該レコード(第八条第一号又は第二号に掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 前条第二項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

5 第九十五条第三項から第十一項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する前条第二項に規定する団体について準用する。この場合において、第九十五条の二第四項前段の規定を準用する。

6 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する前条第二項の団体によつて行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第三項」とあるのは、「第九十五条第四項」と読み替えるものとする。

第九十二条第一項中「第三十八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「第四項第一号において」を「以下」に改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条(第二百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物又は実演等の複製を行つた者を除く。)

二 営利を目的として、第三十条に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用

させた者

第二百二十条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第二条第三項中「及び第九十七条」を「第九十五条の二第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の二第三項から第五項まで」に改め、同条第五項中「第九十五条」の下に「並びに第九十五条の二第三項及び第四項」を加える。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(書籍等の貸与についての経過措置)

第四条の二 新法第二十六条の二の規定は、書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 新法第三十条及び第九十九条第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

附則

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(暫定措置法の廃止)

2 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法(昭和五十八年法律第七十六号。以下「暫定措置法」という。)は、廃止する。

(暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に暫定措置法の規定により商業用レコードの公衆への貸与について許諾を得た者は、改正後の著作権法第二十六条の二、第九十五条の二及び第九十七条の二の規定にかかわらず、その許諾に係る条件の範囲内において

て当該商業用レコードに複製されている著作物、実演及びレコードを当該商業用レコードの貸与により公衆に提出することができる。

4 この法律の施行前にした暫定措置法第四条第一項の規定に違反する行為については、暫定措置法(これに基づく政令を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

理由

著作者、実演家又はレコード製作者の経済的利益の保護に資するため、著作物、実演又はレコードの複製物の貸与に関し、これらの者の権利を定め、また、私的使用のための複製について公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器の使用を制限するとともに、当該機器を使用させた者の責任について規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、貸レコード業、音楽テープの高速度ビング業など、著作物のレンタル業及びコピー業の急速な普及により生じている新たな事態に対応して、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作権等の権利の適正な保護を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 貸与権の創設等

(一) 貸レコード等のように著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することについて、著作者に新たな貸与権を認めるとして、著作者の許諾を得なければ複製物を公衆に貸与できないこととする。ただし、図書館、視聴覚ライブラリー等営利を目的とせず、かつ無料で複製物を公衆に貸与する場合には、著作権等の許諾を要しない

いこととし、また、楽譜以外の書籍、雑誌については、当分の間、貸与権の適用はないものとする。

(イ) 商業用レコードを公衆へ貸与する貸レコードについて、実演家及びレコード製作者に新たに貸与権を認め、商業用レコード発売後一月から十二月の範囲内で政令で定める期間は、実演家、レコード製作者の許諾を得なければ貸与できないこととするが、その期間経過後は、実演家等は、報酬請求権のみを有することとする。

2 自動複製機器使用に関する規制

(一) 公衆の利用に供することを目的として設置されている音楽テープの高速ダビング機等の自動複製機器を用いて複製する場合には、私的使用を目的とするものであつても、著作家、実演家等関係権利者の許諾を得なければならぬこととする。

(二) 営利を目的として、自動複製機器を著作権等の侵害となる複製に使用させた者については、罰則を適用することとする。

(三) (一)及び(二)の自動複製機器には、当分の間、文献複製機を含まないものとする。

3 実演家、レコード製作者の報酬請求権の行使の方法、物価の上昇に伴う罰金額の上限の引き上げ等について定めること。

4 この法律は、昭和六十年一月一日から施行すること。

5 昭和五十八年十一月、本院の議員立法により制定された「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法」については、その趣旨が本法に包括されることになったため、これを廃止すること。

二 議案の可決理由

本案は、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作権等の権利の適正な保護を図るため、妥当なものであると認め、可決すべきものと議決し

た次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年四月二十七日

文教委員長 愛野興一郎

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 著作権等の貸与権の行使に当たっては、公正な使用料によつて許諾し関係者の間の円満な利用秩序の形成を図るよう指導すること。

なお、実演家等の貸与権の期間の政令を定めるに当たっては、関係者の意見を十分聴取し、適正な期間とすること。

二 著作隣接権保護の徹底を図るため、「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」への加入を早急に検討すること。

三 コンピュータープログラムをはじめとするコンピュータソフトウェアの保護については、ソフトウェアの特性に見合い、条約を前提とした国際的整合性に留意し、また関係省庁の意見の調整を行い、適切な法的整備を行うこと。

四 録音、録画機器の急激な発達普及の実態と今後の動向にかんがみ、これらの機器に対して、諸外国の制度も参考にし、著作物の私的使用等のための複製について賦課金制度の導入など、抜本的解決を図るための対応をすすめること。

五 ニューメディア、データベース等新たな著作物利用手段の開発普及から生ずる課題並びに文献複製に関する問題の処理について、時宜を失することなく、制度改正を含め必要な措置を講ずること。

右決議する。

衆議院会議録第十九号中正誤

改正	
六八 一段 行 誤	正
六八 一末七 日第程五	日程第五
六八 三 三	「統いて、」以下は別行とする。
六八 四 八 手数数	手数料
六八 二 四 分収有林	分収育林

昭和五十九年五月八日 衆議院會議録第二十三号

七九四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 千 105
電話 東京 五三 四二(大代)

定価
一〇〇円部